

難聴者の補聴器購入に係る負担軽減を求める請願

紹介議員

神原利宏

請願者 補聴器購入費補助制度を求める会
久保光雄 外 1,579 人

尾張旭市晴丘町池上68-3

【請願趣旨】

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっています。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。こうしたなか、難聴高齢者に対する補聴器の普及は、健康寿命の延伸、介護や医療費の抑制にも寄与するものです。

高齢化が進むなかで、補聴器を必要とする多くの難聴者、高齢者から補聴器が高価で、低所得者や年金生活者にとっては経済的負担が大きく、利用できないという悩みが出されています。

日本の難聴者は推計で1430万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約210万人（14.4%）とヨーロッパ諸国と比べ極端に低くなっています。その主な理由は、障がい者手帳を交付されない、中等・軽度の難聴者は健康保険の公的補助がなく、補聴器が高額なためです。日常生活に不便を覚えながら利用が困難となっている状況です。また難聴高齢者と自覚し補聴器購入に結びつけるために、健康診断に聴力検査を取り入れることが必要です。

ヨーロッパ諸国は補聴器を医療で対応し、手厚い公的補助をしていますが、日本では限定的な対応（障がい者手帳保持者で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者）であり、中度・軽度の難聴者に対する公的補助がもたれられません。

補聴器の効果が明確となり、補助制度実施自治体が広がるなかで、政府として制度確立が必要です。

【請願項目】

- 1 難聴者の補聴器購入に係る市独自の補助・支援事業を行い、所得制限を入れない事。
- 2 健康診断に聴力検査を加え、中度・軽度の難聴者の把握に努める事。
- 3 政府に補聴器購入費の助成制度の創設を求める意見書を提出する事。



難聴者の補聴器購入にたいする公的補助制度の創設に関する意見書（案） 記

高齢者のおよそ２人に１人は難聴であると推計されており、高齢化が進む中で、聞こえの支援は重要な課題となっています。

難聴は、コミュニケーション障害や社会活動の減少を引き起こし、更には抑鬱、意欲低下、認知機能低下、脳委縮、フレイルや転倒のリスク増加及び日常生活動作の低下につながる事が指摘されています。

また難聴は、認知症の危険因子になることも指摘されており、補聴器装用によって認知機能の低下を抑制できるとの調査結果があることから今後、難聴者への補聴器の普及が求められます。

現在、地方自治体独自の難聴者の補聴器購入に対する助成制度が全国に広がっているが、財政状況などにより、実施の有無や実施内容に格差が生じています。一方、国においては、軽度・中等程度難聴に対する補聴器購入に係る助成は行われていません。

聞こえの支援は、住んでいる地域にかかわらず、誰もが権利として受けられようにする必要があります。よって、尾張旭市議会は、国会及び政府に対し難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要請します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します

令和７年 月 日

尾張旭市議会議長 さかえ 章演

衆議院議長 殿 参議院議長 殿 内閣総理大臣 殿 総務大臣 殿

厚生労働大臣 殿 全世代型社会保障改革担当大臣 殿